

新潟県総務事務センター業務委託に関するプロポーザル競技の実施について（公告）

新潟県総務事務センター業務委託に係る契約締結の相手方を決定するため、公募型プロポーザル競技を実施することとし、次のとおりプロポーザル参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成26年10月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 業務の名称

新潟県総務事務センター業務委託

2 業務内容

別紙「新潟県総務事務センター業務委託に関するプロポーザル実施要領」（以下「プロポーザル実施要領」という。）に添付する仕様書の定めるところによる。

3 参加申込書及び企画提案書を提出する者に必要な資格

本件プロポーザル競技の参加申込書及び企画提案書を提出する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県内に本社又は支社、支店、営業所等を有する者であること。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。
- (6) 過去に職員の諸手当及び旅費の審査業務を含む総務事務を受託（労働者派遣業務を含む。）し、かつ適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績がある者であること。
- (7) 個人情報取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備している者（プライバシーマークの認定又はこれと同程度の資格を第三者機関から平成26年11月11日（火）までに取得済み又は取得見込みである者）であること。
- (8) 公告の日から審査完了の日までの間に、国及び新潟県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

4 事前説明会

(1) 事前説明会の日時

平成26年10月27日（月）午後1時30分

(2) 事前説明会の場所

新潟県商工会館5階会議室（新潟市中央区新光町7番地2）

(3) 参加申込み

事前説明会への参加を希望する者は、平成26年10月24日（金）午後5時15分までに11に定める担当課まで、プロポーザル実施要領に定める方法により申し込むこと。

5 質問書の提出

本公告及びプロポーザル実施要領の内容について疑義等を生じた場合は、次に定めるところにより、質問書を提出すること。

(1) 提出期間

平成26年10月14日（火）から平成26年10月31日（金）午後5時15分まで

(2) 提出場所

11に定める場所

(3) 提出方法

プロポーザル実施要領に定める方法による。

6 プロポーザル参加申込書類の提出及び参加資格の審査結果の通知

本件プロポーザル競技に参加しようとする者は、プロポーザル実施要領の定めるところにより参加申込書類1部を作成し、申し込むものとする。

- (1) 申込期限
平成 26 年 11 月 11 日（火）午後 5 時 15 分（必着）
- (2) 申込場所
11 に定める場所
- (3) 申込方法
持参又は郵送
なお、郵送による場合は書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。
- (4) 参加資格の審査結果の通知
参加申込みをした者全員に対し、平成 26 年 11 月 12 日（水）に参加資格の審査結果の通知を書面で行う。

7 提案書の提出

本件プロポーザル競技に参加しようとする者は、プロポーザル実施要領に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

- (1) 提出期限
平成 26 年 11 月 17 日（月）午後 5 時 15 分（必着）
- (2) 提出場所
11 に定める場所
- (3) 提出部数
6 部（正本 1 部、副本 5 部）
- (4) 提出方法
持参又は郵送
なお、郵送による場合は書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。
- (5) その他
企画提案書等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語（名義に関する部分を除く。）、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

8 審査等

- (1) 審査を行う者
審査は、「新潟県総務事務センター業務委託に関するプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査方法
(3) に定める評価項目により、審査委員会が、提出された企画提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。
- (3) 評価項目
プロポーザル実施要領に定めるところによる。
- (4) ヒアリングの実施
審査委員会が必要と認めるときは、ヒアリングを実施するものとする。ただし、審査委員会が本件プロポーザル競技に参加を表明した者が多数であると認めた場合は、提出された書類による第一次審査を行い、あらかじめヒアリングを求める者を選定した上で行うことがある。
この場合において、提案書類を提出したすべての者に第一次審査の結果を書面で通知する。

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

10 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と業務委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。（価格以外の契約条件はプロポーザル実施要領に添付する契約書の定めるところによる。）

ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 担当課（問合せ先）

〒950-0965

新潟市中央区新光町 7 番地 2 新潟県商工会館

新潟県総務管理部総務事務センター 管理・支援係

電話番号 025-280-5947

FAX番号 025-280-5473

E-Mail soumu-center@pref.niigata.lg.jp

12 その他

- (1) 企画提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、提案を行った者に許可なく使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- (5) 本件プロポーザル競技に係る書類等は、企画提案書も含めて全て新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）により公開請求の対象となり得ることを了承の上で参加すること。
- (6) 業務に従事する者若しくは従事していた者は、新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第55条及び第56条による罰則の対象となり得ることを了承の上で本件プロポーザル競技に参加すること。
- (7) 参加申込書の提出後に申込みを辞退する場合は参加申込辞退書を提出すること。
- (8) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア プロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者